

平成30年

総務委員会

3月7日

豊明市議会

## 総務委員会会議録

平成30年3月7日

午前10時00分 開会

午前11時40分 閉会

### 1. 出席委員

委員長	杉浦光男	副委員長	蟹井智行
委員	宮本英彦	委員	ふじえ真理子
委員	村山金敏	委員	三浦桂司
委員	一色美智子		
議長	月岡修一		

### 2. 欠席委員

なし

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	石川晃二	議事課長	鈴木美智雄
議事担当係長	水野美樹	議事課主事	川口真也

### 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮正典	副市長	坪野順司
行政経営部長	石川順一	市民生活部長	吉井徹也
秘書広報課長	平下義之	企画政策課長	小串真美
財政課長	伊藤正弘	総務課長	佐藤浩一
税務課長	加藤健治	市民協働課長	樋口進
市民課長	服部英俊	高齢者福祉課長	小川正寿
消防総務課長	稲垣聡	秘書広報課長補佐	塚田力
とよあけ創生 推進室長	川島康孝	企画政策課長補佐	浦倫彰
企画政策課長補佐	杉本英二	総務課長補佐	鈴村正
総務課長補佐	中田勝次	防災防犯対策室長	石川賢治
税務課長補佐	塚本由佳	税務課長補佐	竹本啓子
市民課長補佐	有川尚子	消防総務課長補佐	和藤健
広報広聴担当係長	青山康德	とよあけ創生 推進担当係長	栗田久美子

財政担当係長 萩野昭久 防災担当係長 寺村健一  
交通・防犯担当係長 和田真人

5. 傍聴議員

富永秀一 後藤学 郷右近 修 清水義昭  
近藤善人 鵜飼貞雄 近藤千鶴 早川直彦  
山盛さちえ 毛受明宏 近藤郁子

6. 傍聴者

なし

午前10時開会

○総務委員長（杉浦光男議員） おはようございます。定刻に御参集いただきありがとうございます。  
ございます。

ただいまより、総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いいたします。

市長。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

総務委員会に付託されました議案、条例等の案件が7件、予算の案件が2件、その他の案件1件の計10件でございます。慎重なる審査をどうぞよろしくをお願いいたします。

○総務委員長（杉浦光男議員） ありがとうございます。

次に、議長より挨拶をお願いします。

○議長（月岡修一議員） 皆さん、おはようございます。

質疑はできるだけわかりやすく、答弁しやすいような質疑に心がけていただくことと、理事者側も簡潔な答弁に心がけてください。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長並びに本日の議事に直接関係しない職員は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 御異議なしと認めます。

よって、市長並びに本日の議事に直接関係しない職員は退席をお願いいたします。退席してください。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますのでよろしくをお願いいたします。

（関係職員以外退席をなす）

○総務委員長（杉浦光男議員） 本日の傍聴については、申し合わせに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件について、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いをいたします。

初めに、議案第13号 土地区画整理事業に伴う字の区域の設定及び変更についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

小串企画政策課長。

○企画政策課長（小串真美君） 議案第13号 土地区画整理事業に伴う字の区域の設定及び変更について説明いたします。

これは、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、豊明阿野平地土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から、本市内の区域を変更するものです。この案を提出するのは、土地区画整理事業の施行に伴い、字界を整理後の公共用地等に沿って定める必要があるからであります。

それでは、当該地区について説明いたしますので、1枚おめくりいただき、別図第1をごらんください。

こちらが区画整理前の図で、右下凡例で示されている点線が字界でございます。図の左下から右上にかけて、斜めに阿野町平地と阿野町稲葉の字界がございます。

1枚おめくりいただき、別図第2をごらんください。

別図第2の点線が新たな字界となります。このとおり、字界を整理後の公共用地等に沿って定めるのがこのたびの変更案でございます。これにより、市民生活及び行政運営上一層の利便性が図られるものと考えます。

1枚おめくりいただき、最後のページには、当該地の区域を示した位置図となっております。このたびの区画整理の場所は、琵琶ヶ池の北、フジパン豊明工場の南東部に当たる約1.6ヘクタールの区域であります。

以上で、議案第13号 土地区画整理事業に伴う字の区域の設定及び変更についての説明を終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 この区画整理の区域内だけの変更ですか、これ。上の部分で、図の2で、平地の部分と、上はこれ、三崎だと思ふんですけど、この部分は区画が分断されているということは、このところも変更しているのかどうか、ちょっと確認させてください。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

小串企画政策課長。

○企画政策課長（小串真美君） このたびの区画整理による字界の変更につきましては、阿野町平地と阿野町稲葉のみでございまして、今、委員から発言のありました三崎の一部と、あと、ここに出ております違井については変更ございません。

終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 以上で質疑を終結、討論に入ります。

討論のある方、挙手願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第13号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第16号 豊明市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） それでは、議案第16号 豊明市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について御説明いたします。

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、必要があるからです。

1枚おめくりください。

教育長の勤務時間その他の勤務条件は、職員の例によることとしております。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、挙手願います。

ありませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方、挙手願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(杉浦光男議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第16号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(杉浦光男議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第16号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第20号 豊明市立双峰小学校及び唐竹小学校統合検討委員会設置条例の廃止についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

川島とよあけ創生推進室長。

○とよあけ創生推進室長(川島康孝君) それでは、議案第20号 豊明市立双峰小学校及び唐竹小学校統合検討委員会設置条例の廃止について御説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、平成28年度から合計8回行ってきました豊明市立双峰小学校及び唐竹小学校統合検討委員会において、最終答申を行ったことに伴い必要があるからです。

それでは、条例について御説明申し上げます。

1ページおめくりください。

本文において、この条例を廃止する旨を規定しております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で、議案20号 豊明市立双峰小学校及び唐竹小学校統合検討委員会設置条例の廃止について説明を終わります。

○総務委員長(杉浦光男議員) 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(杉浦光男議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方、挙手願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(杉浦光男議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第20号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長（杉浦光男議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第22号 豊明市非常勤一般職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） それでは、議案第22号 豊明市非常勤一般職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、非常勤の一般職員の処遇改善に伴い、非常勤一般職員の報酬を改正する必要があるからです。

それでは、主な内容の説明をいたしますので、1枚おめくりください。

非常勤一般職員の報酬月額を定めた別表第1及び報酬時間額を定めました別表第2を改正するものです。改正額につきましては、基本的に常勤の一般職員の基本改定率と同じ0.2%の増となっております。

なお、別表1の上から4番目、徴収専門員を新たに追加しています。これは、収納部門に力を入れるためで、税務署のOBを参考に算定したものです。

附則として、条例は平成30年4月から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっと一般質問にならないように気をつけたいんですけども。

徴収専門員ですけども、41万4,000円、専門性を持った税務署員の退職者で、65歳までと聞きました。税の徴収というのは大変難しいことで、専門性と実務、継続性が必要だと思いますけども、これ、とてもちっと1年で終わるとは思えませんけども、その点はどうされますか。もし一般質問だと思ったら切ってもらって結構です。

○総務委員長（杉浦光男議員） よろしいです。答弁願います。

塚田秘書広報課長補佐。

○秘書広報課長補佐（塚田 力君） 今回の御質問ですけども、非常勤一般職員は1年の任期というふうに条例で定めがあります。今回、1年の任用をするんですけども、その後、勤務条件と仕事内容を通じて再度任用していく形で何年かつなげていく形を考えてお



ります。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 何年かというところ、ある程度はめどは立っておりますか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

塚田秘書広報課長補佐。

○秘書広報課長補佐（塚田 力君） 最長で5年まではいけるといふふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 別表2が、860円から5,460円以下で、新しいほうは880円から5,480円で、860円の方が20円上がっておるわけですが、基本的にそれぞれの職種別、条例の中の別表1、2がこの職種ですけど、報酬時間の人たちの個別の引き上げ額というのはわかりますか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

塚田秘書広報課長補佐。

○秘書広報課長補佐（塚田 力君） 個別の時間単価におきましても、人事院勧告の改定率の0.2%を上乗せして引き上げております。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 個別に教えてください。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

塚田秘書広報課長補佐。

○秘書広報課長補佐（塚田 力君） 何個か職種はあるんですけど、1つずつ読み上げていきますと、普通作業員につきましては880円、そのままですね。情報処理技術員については1,290円、交通指導員については990円、認定調査員が1,240円という形で、0.2%ずつ全ての職種について上げてもらいます。中でも引き上げ幅が大きいのは管理栄養士ですね。これは近隣の状況を見まして、5.69%引き上げております。それで1,240円から1,300円にしております。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 済みません、管理栄養士が幾らですか。何円と言われた。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

塚田秘書広報課長補佐。

○秘書広報課長補佐（塚田 力君） 1,240円から1,300円に引き上げております。

○総務委員長（杉浦光男議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 管理栄養士を0.2%以上引き上げた、1,300円というと60円、これは0.2%以上ですか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

塚田秘書広報課長補佐。

○秘書広報課長補佐（塚田 力君） 5.69%上げております。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 何か理由があるんですか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

塚田秘書広報課長補佐。

○秘書広報課長補佐（塚田 力君） 近隣の状況と合わせまして、ちょっと豊明のほうの管理栄養士のほうの単価が低いということで、今回合わせる形で引き上げております。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 そういような類いの職種の方、ほかにみえますか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 塚田秘書広報課長補佐。

○秘書広報課長補佐（塚田 力君） ほかの職種につきましても、全てについて職種のほう、担当課において精査していただいて、今回上げております。そのほかについてはありません。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 いやいや、引き上げているのはわかっておるんですけど、金額的に、特殊な近隣の事情を考慮して少し引き上げが大きい職種はほかにありますか。あればその職種と金額を教えてください。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

塚田秘書広報課長補佐。

○秘書広報課長補佐（塚田 力君） ほかにございません。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 最低が時間給880円ですけど、愛知県の最賃は幾らですか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。答弁できますか。

塚田秘書広報課長補佐。

○秘書広報課長補佐（塚田 力君） 871円です。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 別表第1にあります、徴収専門員は新しく加わるということですが、この12職種ある中で、下から4番目かな、教育相談員、こちらのフレンドひまわり南部の支援センターが開設されるということで人数がふえるかと思うんですが、この全体の12職種の中で人数の変更があれば、わかる範囲でお願いします。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

塚田秘書広報課長補佐。

○秘書広報課長補佐（塚田 力君） 教育相談員におきましては、2名から30年度は3名になる予定です。

以上です。

（変更はないの声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） ふじえ委員、もう一度質問してください。

○ふじえ真理子委員 ここに出てる職種でほかに人数の変更を現時点でわかっているものがあればお願いします。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

塚田秘書広報課長補佐。

○秘書広報課長補佐（塚田 力君） ほかにございません、変更は、の予定です。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方、挙手願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(杉浦光男議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第22号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(杉浦光男議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第22号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第23号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長(平下義之君) それでは、議案第23号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、豊明市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い必要があるからです。

それでは、内容を説明しますので、1枚おめくりください。

附則第6条は、介護休暇を取得する場合に減額する勤務時間1時間当たりの給与額を算出するものです。55歳を超える職員の給料等の1.5%支給措置の廃止に伴い削除するものです。

附則として、この条例は平成30年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長(杉浦光男議員) 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、挙手願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(杉浦光男議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方、挙手願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(杉浦光男議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第23号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(杉浦光男議員) 御異議なしと認めます。よって、議案23号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第24号 豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） それでは、議案第24号 豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正及び豊明市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い必要があるからです。

それでは、内容を説明いたしますので、1枚おめくりください。

第2条の4として、非常勤職員の子が1歳6カ月に達した時点で保育所に入れられない等の場合に、再度申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで延長できることとなります。

また、附則第3項から第6項までを削除しますが、これは、育児短時間勤務等をした55歳以上の職員の1.5%減額支給措置の廃止によるものです。

附則として、条例は公布の日から施行し、附則の規定は平成30年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、挙手願います。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 これまでの非常勤の方、保育所に入れられない方、1歳半までということですが、過去にそういった事例はありましたでしょうか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

塚田秘書広報課長補佐。

○秘書広報課長補佐（塚田 力君） 今のところ、みえません。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方、挙手願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第24号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第25号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） それでは、議案第25号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、園医及び園歯科医の報酬額の改正並びに市街地整備アドバイザーの新設のため必要があるからです。

それでは、主な内容の説明をいたしますので、1枚おめくりください。

今回の改正は2点です。

1点目は、園医及び園歯科医の報酬額が年額35万7,000円、18万4,000円となっているのを、年額55万3,000円以内、28万4,000円以内に変更するものです。

これは、これまで報酬額がどの園でも同額であったものを、定員割で算定することとしたためです。園医が1人当たり2,836円、定員が最大195人で55万3,000円、園歯科医が1人当たり1,461円で、195人で28万4,000円となるものです。

2点目は、市街地整備アドバイザーを新たに追加し、報酬額を1回2万5,600円とするものです。

市街地整備アドバイザーは、豊明市の現状並びに都市計画市街地整備に係る専門知識の双方を持ち合わせており、本市の今後の都市計画市街地整備に関する施策、事業の推進を支援していただける方でございます。

なお、市街地整備アドバイザーの報酬は、国土交通省技術者単価に基づいて決定しております。

なお、附則として、この条例は平成30年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、挙手願います。

村山委員。

○村山金敏委員 それでは、質問をさせていただきます。

年額55万3,000円以内において、市長が定める額というふうになっておりますけど、再度算定基準、それをちょっと教えてください。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

塚田秘書広報課長補佐。

○秘書広報課長補佐（塚田 力君） 今回の算定基準なんですけれども、1人当たり2,836円で、それぞれの保育園の定員のほうに掛けた額で報酬額のほうを算定しております。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 そうすると、上限55万3,000円ということで、園児数によって随分かわりがあるということというふうに認識しますが、それでよろしいですか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

塚田秘書広報課長補佐。

○秘書広報課長補佐（塚田 力君） 委員の言うとおりの間違いありません。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございますか。

じゃ、村山委員、続けて。

○村山金敏委員 学校医は今、この条例に沿ったような形でやっておられると思いますが、今後保育園においてもそういった方向でやられるということですか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

塚田秘書広報課長補佐。

○秘書広報課長補佐（塚田 力君） 学校医のほうと報酬額の算定の方法は違う形になっておりますが、保育園のほうにつきましては今回上げさせていただいた条例のほうの算定のほうとさせていただきたいと思います。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 この市街地整備アドバイザーですけども、ちょっと先ほどの質問と重複するかもしれませんが、人との契約ですので、契約はその都度更新すると思っておりますけども、最大何年まで考えておられますか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

石川行政経営部長。

○行政経営部長（石川順一君） 基本的には毎年更新という形でやっていきたいとおっしゃるんですが、この業務が、今後市街地整備の仕事は山場を迎えてまいりまして、ある程度そのめどが立つ期間、それが3年か5年ぐらいかわかりませんが、そのぐらいの期間は更新をかけてやっていくことになるのかなというふうには考えております。

終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 質疑では1日4時間で月3回程度と聞いたんですが、4時間となると、午前中だけで終わらない場合は午後までまたがるとか午後から始めるとか、そういうことは考えておられますか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

石川行政経営部長。

○行政経営部長（石川順一君） 基本的には4時間という形で考えておるんですけども、当然議員言われるように、若干長くなることはあると思うんですが、その部分については4時間の1回の中にまとめようと思ってます。ただし、午前中、例えば説明会やって、夜もまたやるよと、両方に4時間ずつかかるよであれば、それは2回というカウントになるかもわかりませんが、基本的には1日4時間前後でやっていきたいというふうに考えております。

終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ちょっと早口で聞き漏らしたんですけど、1回2万5,600円の根拠なんですけど、済みません、もう一度説明をお願いします。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

石川行政経営部長。

○行政経営部長（石川順一君） こちらの報酬の根拠なんですけど、平成29年度の設計業務委託等技術者単価というのが国で定められておるんですけども、こちらの大学卒18年以上の実務経験がある主任技師の単価というのが1日5万1,200円となっております。今回は半日4時間分ということで2万5,600円と設定させていただいております。

終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。



ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員　また園医と園歯科医のほうに戻るんですが、学校のお医者さんとはまた違うということなんですけれども、この各園、担当医というのは各園1人というふうなことでよろしいかということと、あと、学校だと確かに歯科健診や眼科検診やいろいろ、わかるんですが、園でのこういったお医者さん、歯医者のお医者さんというのは年に何回ぐらい訪問というのか、されているんでしょうか。

○総務委員長（杉浦光男議員）　答弁願います。

塚田秘書広報課長補佐。

○秘書広報課長補佐（塚田　力君）　それぞれの保育園につきまして園医がみえます。医師が決まっております。年3回ほど保育園のほうに行っていただきます。まず初めに、新入園児のほうの方の健診で1回、それと2回年内に来ております。大きな青い鳥保育園、中部保育園、栄保育園につきましては年間5回、新入園児の1回と、2日間を2回かけて、計5回へ来ております。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員）　ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員　回数をお願いします。

○総務委員長（杉浦光男議員）　いいですか。わかりましたか。

塚田秘書広報課長補佐。

○秘書広報課長補佐（塚田　力君）　通常年3回行きます。その3回の内訳は、新入園児の健診、それと、別で2回で計3回です。大きな保育園の青い鳥保育園、中部保育園、栄保育園につきましては人数が多いので年5回、その内訳は、新入園児の健診と、2日間を2回来ますので、そこで4回、合わせて年5回となります。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員）　ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員）　以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方、挙手願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員）　以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第25号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第27号 豊明市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） それでは、議案第27号 豊明市手数料徴収条例の一部改正について説明いたします。

この案を提出するのは、高齢者生活管理指導短期宿泊事業の廃止並びに消防の広域化により関係規定の整備を図る必要があるからです。

それでは、新旧対照表のほうで説明いたしますので、そちらをごらんください。

豊明市手数料徴収条例の一部を改正する条例。

尾三消防組合への加入で、新たな尾三消防本部において、尾三消防組合手数料条例が適用されることに伴い、第2条中の第29号の消防法の規定に基づく手数料と、別表3、第30号の指定数量未満の危険物貯蔵タンク、第36号の火薬類取締法に基づく火薬類消費の許可を廃止するため削除をいたします。

また、高齢者緊急一時保護事業を介護保険特別会計の保健福祉事業の給付にて実施することに伴い、高齢者生活管理指導短期宿泊事業を廃止するため、同じく2条中の第33号、高齢者生活管理指導短期宿泊手数料と別表第5を削除いたします。

以上、合わせまして4つの号と2つの別表を削除し、削除した号、削除した別表のところに続く号、続く別表を詰めて整理をいたします。

附則として、この条例は平成30年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） 理事者の説明は終わりました。

質疑のある方、挙手願います。

宮本委員。

○宮本英彦委員 高齢者の生活管理指導短期宿泊事業、利用者というのはどれぐらいみえるんですか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 28年度は2件、29年度、途中ですが、今、2件ございます。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 その事業を廃止して介護保険のほうに移行するということですが、移行に伴って、この利便性が向上するとか、何か変わるところは、利用しやすくなるとか、何か変更あるところはあるんですか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

小川高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（小川正寿君） 生活管理短期宿泊事業は、要介護等に該当しない方について、空きベッドを使って保護するというような事業でございましたが、近年、高齢者の虐待、ネグレクト等、緊急度が上がっておって、実態にちょっと即してない部分でございましたので、そういった部分を一新して行うということでございます。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方、挙手願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第27号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第40号 平成29年度豊明市一般会計補正予算書（第9号）と議案第48号、豊明市一般会計補正予算書（第10号）のうち、本委員会所管部分についてを一括議題といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 御異議なしと認めます。議案第40号と議案第48号のうち、本委員会所管部分についてを一括議題といたします。

理事者の説明、質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとに行います。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

鈴木議事課長。

○議事課長（鈴木美智雄君） それでは、議案第40号の議事課所管部分について御説明申

上げますので、第9号の22、23ページをお開きください。

22ページ上段、1款1項1目 議会費で384万1,000円を減額するものです。

23ページ、右側説明欄をごらんください。

議員活動事業の議員共済給付費負担金は、負担金率が下がりましたので127万円を減額いたします。

次に、調査旅費は、各委員会の行政視察が終了いたしましたので137万1,000円を減額いたします。

次に、事務局事業の印刷製本費100万円の減は、議会だよりの印刷製本の入札残となります。

次に、議会だより配布業務委託料の20万円の減は、議会だよりの配布業務の入札残となります。

以上で議事課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにありませんか、理事者の説明。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） それでは、総務課所管の補正予算について御説明いたします。

まず、歳出から、補正予算書の22、23ページをごらんください。

2款1項1目の1事業、庁舎管理事業の205万6,000円の減は、右の説明欄、庁舎警備業務の委託金額が確定しましたので残金を減額するものです。

次、24、25ページ、中段あたり、3目1事業、文書事業は64万8,000円の減で、右の説明欄、通信運搬費及び機器借上料をそれぞれ執行見込みに合わせて減額するものです。

このページ一番下、7目1事業、庁舎維持管理事業は1,246万3,000円の減で、右の説明欄上から順に、光熱水費は執行見込みに合わせて減額するもの、機械撤去委託料はPCB廃棄物の処理を来年度以降にするため減額するものです。機械保守委託料、清掃等委託料、次のページ、27ページ、工事設計監理委託料の減は、入札により執行額が確定したので残金を減額するものです。

その下、2事業、公用車管理事業は690万1,000円の減で、手数料、公用車運転業務委託料、バス借上料はそれぞれ執行見込みに合わせて減額するもの、公用車車検整備等委託料、自動車購入費は、入札により執行額が確定したので残金を減額するものです。

その下、3事業、財産管理事務事業の45万8,000円の減は、執行額が確定したので残金を減額するものです。

32ページ、33ページをごらんください。

4項3目1事業、衆議院議員選挙執行事業の1,250万4,000円の減は、右側の説明欄、選

挙事務から備品購入費まで、全て執行額が確定したので残金を減額するものです。

続いて歳入です。

14ページ、15ページ、上のほう、14款3項1目3節 選挙費委託金の1,250万4,000円の減は、先ほど説明いたしました衆議院議員選挙費の歳出予算で減額をしたため、同額を減額するものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） それでは、平成29年度豊明市一般会計補正予算書（第9号）のうち、秘書広報課が所管するものについて御説明いたします。

補正予算書22、23ページをごらんください。

ページ下段、2款 総務費、1項 総務管理費、2目 秘書人事管理費を5,938万円減額いたします。

23ページの説明欄をごらんください。

職員共済組合負担金を4,000万円、退職手当組合負担金を200万円、社会保険掛金負担金を850万円、雇用保険掛金負担金を429万2,000円、労働者災害補償保険負担金を102万1,000円、それぞれ減額します。これは、予算ベースの給料、報酬額に予算作成時の見込み負担率を乗じて積算した負担金額に対しまして、現時点での支出見込み額を考慮し、減額するものです。

以下、職員健康診断事業、もう一ページめぐりまして、職員研修事業、秘書人事管理事務事業の減額につきましては、入札残及び執行残によるものです。

続きまして、ページ中段をごらんください。

4目 広報費を235万円減額いたします。

右ページ説明欄をごらんください。

広報配布業務委託料及び印刷製本費の減額は、入札残によるものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

小串企画政策課長。

○企画政策課長（小串真美君） 続きまして、企画政策課所管部分について説明いたします。

補正予算書第9号、26、27ページをお願いいたします。

中段、8目 企画費、右側ページ、事業欄1 企画事務事業は40万8,000円の減額補正で

す。主には執行残であります。右側説明欄 3 段目のまちづくり推進業務委託料23万5,000円の減は、1月末に予定しておりましたまちづくり講演会が委託先の都合により中止となったためであります。

1枚おめくりいただきまして、28、29ページをお願いいたします。

下段、12目 電算管理費の右側ページ、事業欄 1 電算管理事業は173万円の減額補正をお願いいたします。右側説明欄 1 段目、消耗品費は執行見込みによる減額、2 段目のあいち電子自治体推進協議会負担金及び3段目のあいち情報セキュリティクラウド負担金は、ともに負担金確定による減額であります。

以上で企画政策課所管部分の説明を終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

川島とよあけ創生推進室長。

○とよあけ創生推進室長（川島康孝君） 続きまして、とよあけ創生推進室所管部分について御説明申し上げますので、補正予算書の26ページ、27ページをお開きください。

27ページ中段やや下の、2款 総務費、1項8目 企画費、2 地域創生事務事業で、合計1,385万3,000円の減額です。

内訳につきましては、説明欄の一番上、地域公共交通会議委員報酬で14万円の減です。これは、公共交通会議の回数の減に伴うものです。

その下の費用弁償及び普通旅費、印刷製本費は、執行残によるものです。

その下の手数料の29万円、1つ飛ばしまして、ふるさと応援寄附関係委託料の435万7,000円、さらに1つ飛ばしまして、ふるさと納税関係委託料の21万1,000円の減は、ふるさと豊明応援寄附金の減に伴う減額となっております。

戻りまして、手数料の1つ下の地域創生関係委託料は34万円の減額となっております。これは、名古屋商科大学大学院の単科プログラムの受講生を、商工会員を対象に募集しましたが、今年度は応募者がいなかったため減額するものです。

その2つ下の地域交通関係委託料は、470万2,000円の減額です。これは、入札残に加えまして、今年度から開始している介護予防事業らくらすに参加するためのバスを介護保険の予算で手当てする1台に加えまして、沓掛小学校のスクールバスの空き時間を利用して週4日と、さらに普通自動車を週3日運行する予定で予算積算をしました。しかし、実際らくらすは週3日の開催となっております。介護保険で予算措置しているバス1台のほうで参加者の送迎はほぼカバーできており、カバーできていない金曜日の1日のみ創生推進室が所管しているバスを運行しているため、委託費用を減額するものです。

その2つ下の公共施設巡回バス負担金の84万円の減額は、ひまわりバスの運賃収入増加

に伴う運行負担金の減です。

その下の豊明市地域公共交通活性化協議会負担金の264万6,000円の減は、ひまわりバス路線再編に向けて、住民ワークショップの開催と、路線再編計画案の策定をコンサルティング委託する予定でしたが、住民ワークショップのほうを平成30年度に開催すると国の補助金を活用できるため、当該委託金を減額したことによるものです。

その下の保育士資格取得支援補助金の18万2,000円減は、市内保育園に勤めている方を対象に、保育士試験の補助と通信教育の補助制度をそれぞれ10人分予算計上しましたが、現時点で申請予定者を含め、通信教育のほうが2名、保育士試験のほうは1名となっているため減額するものです。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、16ページ、17ページをお開きください。

17ページ最上段、16款 寄附金、2項 寄附金、1目 一般寄附金、1節 一般寄附金のうち、ふるさと豊明応援寄附金で1,410万6,000円の減額です。これは、本市へのふるさと豊明応援寄附金額が、制度見直しを行った9月以降に、前年度と比較して5割程度まで大きく減ったことによるものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございますか。

樋口市民協働課長。

○市民協働課長（樋口 進君） それでは、補正予算（第9号）のうち、市民協働課所管分について御説明いたします。

歳出から説明させていただきます。

補正予算書の28、29ページをごらんください。

2款1項11目の市民活動推進費は、補正前の額1億164万3,000円を、356万3,000円を減額し、予算額9,808万円にするものです。

主なものについて御説明いたしますので、右側の説明欄をごらんください。

1 市民活動推進事業は206万円の減額です。

説明の上段5行目、保険料の77万2,000円の減額は、市民活動総合保険の入札残が主な理由です。

最下段、市民提案型まちづくり事業交付金は、採択事業数と予定数の差額分の残額55万1,000円の減額です。

その下、2 都市・国際交流事業は150万3,000円の減額です。

ホストファミリー謝礼、友好自治体交流事業、友好都市職員受け入れ事業は、相手先の都合で未執行となりました分の減額です。

また、市民交流豊根村温泉使用料は、実績と見込みからの減額となっております。

続きまして、統計調査費について御説明いたします。

34、35ページをごらんください。

2目 商工統計調査費は25万2,000円の減額です。工業統計調査の完了に伴い、統計調査員の報酬など、各経費を精算し、不用額を減額するものでございます。

3目 諸統計調査費は58万4,000円の減額です。就業構造基本調査の完了、住宅・土地統計調査単位区設定の完了見込みに伴い各経費を精算し、不用額を減額するものです。

続いて、歳入を説明いたします。

予算書の14、15ページをごらんください。

14款3項1目4節の統計調査費委託は、先ほど歳出で説明させていただきました工業統計調査、就業構造基本調査、住宅・土地統計調査に係る経費83万6,000円の減額に合わせて、同額を補正減するものであります。

以上で市民協働課所管分についての説明を終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

加藤税務課長。

○税務課長（加藤健治君） それでは、議案第40号の補正予算、税務課が所管するものについて御説明しますので、補正予算書30ページ、31ページをお開きください。

30ページ上段ですが、2款 総務費、2項 徴税費、1目 税務総務費におきまして349万6,000円を減額し、合計2億4,478万5,000円とするものであります。

右のページ、31ページの説明欄をごらんください。

地番家屋現況図修正業務委託料を91万8,000円の減額、これは入札執行残額を減額するものであります。

その下、次に電算関係委託料ですが、これを155万6,000円減額します。これは、市税の電算処理件数、単価契約のものですけども、これを実績の見込みに合わせたものでございます。

その下段ですけども、課税資料整理事務等を54万6,000円減額します。これは、非常勤一般職員、主に個人市民税の当初課税事務に携わる14名の方、御出勤のなかった報酬分であります。

その下の印刷製本費13万3,000円を減額します。これは、主に入札執行残額を減額するものでございます。

その下の固定資産評価業務委託料については、土地整理図加除修正及び土地台帳データ更新業務の委託料を6万5,000円減額します。これは、入札執行残額を減額するものであり



ます。

その下ですが、軽自動車資料取扱負担金20万円の減額につきましては、軽自動車検査情報提供サービスの軽自動車の電子データの管理に係る負担金の実績を考慮したものであります。

その下の地方税電子化協議会負担金7万8,000円の減額は、負担金単価確定に伴う実績による未執行分でございます。

30ページ中段をごらんください。

左のページですが、2款 総務費、2項 徴税費、2目 徴収費におきまして87万8,000円を減額し、5,506万2,000円とするものでございます。

右のページ、31ページの説明欄をごらんください。

収納事務を85万4,000円減額します。これは、収納事務に携わる非常勤一般職員の方が、常勤の、正規の一般職員の人事異動によって雇用が終了になったことに伴う報酬の未執行分でございます。

次に、その下ですが、普通旅費を2万4,000円減額します。これは、県外研修の参加資格を満たす職員がいなかったことによる研修不参加に伴う減額でございます。

最後ですが、30ページの中段、計の欄をごらんください。

税務課所管分について、1目 税務総務費、2目 徴収費合計で437万4,000円を減額し、合計2億9,984万7,000円とするものです。

以上で税務課の説明を終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございますか。

服部市民課長。

○市民課長（服部英俊君） それでは、市民課所管分について御説明いたします。

歳出をお願いします。

補正予算書30ページ、31ページをお開きください。

31ページの下段の枠内、2つの事業を説明させていただきます。

2款3項1目 戸籍住民基本台帳費のうち、2 住民記録電算処理事業は59万8,000円の減です。これは、9月に更新した戸籍総合システムの機器借り上げの入札残を減額するものです。

その下、3 戸籍住民基本台帳事務事業は100万3,000円の減です。これは、住民基本台帳事務に携わる非常勤一般職員が年度途中で退職したことなどによりまして、その報酬分を減額するものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

石川防災防犯対策室長。

○防災防犯対策室長（石川賢治君） では、続きまして、防災防犯対策室所管の補正予算の歳出について御説明いたします。

補正予算書36、37ページをお願いいたします。

最上段2款7項1目 交通安全対策費をお願いいたします。

右ページ、1 駐輪場維持管理事業の30万5,000円の減は、右側説明欄、放置自転車等撤去処分業務委託料の執行残です。特に、自転車の処分については清掃事務所で対応することができ、業者への委託がなかったためです。

続きまして、その下段、2の交通安全対策事務事業の40万8,000円の減は、右側説明欄、交通指導員の報酬で、勤務実績によるものです。

次に、補正予算書58、59ページをお願いいたします。

上段ですが、9款1項4目 災害対策費をごらんください。

右ページ、1の災害対策事業は15万3,000円の減です。昨年8月に行いました防災・水防訓練の訓練会場整備委託の入札執行残でございます。

次に、その下段、2の災害対策事務事業は89万7,000円の減です。消防本部に設置されている愛知県高度情報通信ネットワークの非常電源となる無停電電源装置の更新を予定しておりましたが、消防の広域化に伴い、消防本部に設置している愛知県高度情報通信ネットワークを廃止することとなったため、当該修繕料を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） それでは、一般会計補正予算の財政課所管部分について御説明申し上げます。

歳出より御説明申し上げます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

2款 総務費、1項 総務管理費の1目 一般管理費における3事業、契約検査事業の15万1,000円の減は、負担金額の確定による減額補正でございます。

続きまして、24ページ、25ページをお開き願います。

5目 財政管理費における2事業、財政管理事務事業の39万8,000円の減は、執行額の確定見込みによる減額補正でございます。

続きまして、66ページ、67ページをお願い申し上げます。

13款 諸支出金、1項 基金費、1目 財政調整基金費の財政調整基金積立金は2億2,836万5,000円を増額補正するものでございます。

続いて、68ページ、69ページをお願い申し上げます。

2目 教育施設建設及び整備基金費の教育施設建設及び整備基金積立金は、条例積み立てによりまして、1,998万9,000円を増額補正するものです。このたびの積立額をお認めをいただきますと、積み立て後の基金残高は1億687万4,000円となる見込みでございます。

続いて、下段の3目 公共施設建設及び整備基金費の公共施設建設及び整備基金積立金は、基金利子が当初予算の積算で見込んでいた額よりも減少することになりまして、差額を減額補正するものでございます。補正後の積立額による積み立て後の基金残高は、11億14万2,000円となる見込みでございます。

続いて、歳入の説明をさせていただきます。

8ページ、9ページにお戻りをいただきます。

8ページでございます。8款の地方特例交付金1,336万3,000円の増額は、交付実績によるものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開き願います。

14ページ、15ページの15款の財産収入、1項 財産運用収入、2目 利子及び配当金は、財政調整基金において52万4,000円の増額、教育施設建設及び整備基金において3万8,000円の増額、公共施設建設及び整備基金において5万円の減額を補正計上いたします。

続きまして、16ページ、17ページをお願い申し上げます。

16款 寄附金、1項 寄附金、1目 一般寄附金の4,766万円は、環境整備事業費であります競馬場周辺整備事業寄附金の確定に伴う増額計上でございます。

平成29年度の環境整備事業費は、総額で2億2,760万円となります。桜ヶ丘沓掛線整備事業や教育施設の整備事業等に活用をさせていただいております。

続いて、同ページの下段をお願い申し上げます。

17款の繰入金、2項 特別会計繰入金、1目 水上太陽光発電事業特別会計繰入金は、収益事業特会の売電収入の上振れの一部などによる追加の特会からの繰り出しとなるものでございます。

続いて、18ページ、19ページをお開き願います。

18款の繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金の前年度繰越金3億円は、年度末までの留保財源とさせていただいておりましたものを計上するものであります。このたびの歳出補正予算の一般財源となるものであります。

続いて、議案第48号の一般会計補正予算（第10号）について、財政課所管部分の御説明

をさせていただきたいと思います。48号、補正予算（第10号）でございます。

4ページ、5ページをお願い申し上げます。

17款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金5,076万円は、このたびの歳出補正予算の一般財源となるものであります。

財政調整基金につきましては、一般会計補正予算（第9号）の提案説明におきましては、2億2,836万5,000円を積み立てに増額補正しておりまして、同基金は33億3,858万7,000円が決算見込みである旨は御説明を申し上げましたが、このたびの一般会計補正予算（第10号）の繰り入れによりまして、その最終基金残高の見込みでございますが、32億8,782万7,000円となる見込みでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） 理事者の説明は終わりました。

お諮りいたします。ちょうど切りがいいですので暫時休憩といたしたいが、よろしいですか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 暫時休憩といたします。10分間の休憩といたします。

午前11時3分休憩

午前11時13分再開

○総務委員長（杉浦光男議員） 休憩を解き、会議を進めます。

これより質疑に入ります。

質疑をされる方は、ページ数を示してお願いをいたします。

質疑のある方、挙手願います。

宮本委員。

○宮本英彦委員 説明がなかったんですけど、7ページの起債の廃止の全体でお伺いしたいんですけどよろしいですかね。起債の目的、個別の事業じゃなくて全体でお聞きしたいんですけど。6事業の廃止をされてるんですけど、この6事業の廃止の理由というのがこの前の本会議質疑の中でもあったんですけど、この6事業を、全体を廃止するという共通した何か理由とか、その理由ですか、個別の理由はいいんですけど、全体に共通する理由はいいんですか。ちょっとあればお聞かせ願います。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 全体としましては財源調整ということで、まず、個別の市債

はそれぞれの財源として張りついているということで、それぞれの常任委員会のほうでの説明があるかとは思いますが、今、おっしゃられるとおり、全体としては、財政課のほうでそもそも財源調整のためにこのたびこの部分を廃止しているということです。

ですので、個別にという理由は実はなく、議案質疑の際にも触れましたけども、9月議会のときに、補正予算（第6号）と記憶してありますが、これをお認めいただいた中に、臨時財政対策債を満額発行するという趣旨のもとに1億8,000万円の増額補正をさせていただきましたので、それに伴うものとして、このたび3月補正で廃止の補正をさせていただいたという理由でございます。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございますか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっと今の関連で。事業は各課にわたりますけども、起債の目的という大きな観点で、今、言われました昨年9月の臨財債で1億8,000万となっておりますけど、これ、計算すると1億8,000万円より200万ほど多いわけで、よく言う、ちょっと課長の表現でいえば、将来への質を確保できたという感じで捉えればよろしいですか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 1億8,000万円の増額補正をさせていただく際に、3月の財源調整の中で、それに見合うような形の減額なり廃止なりということを検討しておるという旨を御説明をさせていただいておりますので、それで最終検討した結果、1億8,220万円になるんですけども、220万円余分に建設事業債の中で廃止をしようというふうに判断をさせていただきました。

当然今の、委員おっしゃられるとおりでして、いわゆるその金融機関の方々に御協力いただくような起債で利率を競争していくものより、利率の面だけでも臨時財政対策債は圧倒的に低いということで、質の向上をこの分図ったということと、1億8,220万の将来負担を減らしたということが言えるかと思えます。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） そのほか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 これがよく言う未来への前進予算の効果が出たと考えておられますか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○**財政課長（伊藤正弘君）** 基金も市債もそうですが、これは将来に対する、どちらで資金を持つかというか、財源を持っていくかという財源調整、財源運営ですので、市債を検討すること自体が将来との連続性の予算ということで、この数年ずっと財政運営をしておりますので、それは一貫した判断ということでございます。

以上です。

○**総務委員長（杉浦光男議員）** ほかにありませんか。

ふじえ委員。

○**ふじえ真理子委員** 補正予算書の17ページの一番上です。

ふるさと豊明応援寄附金1,410万6,000円の減額、先ほど御説明があつて、制度変更で昨年9月以降がその前に比べて5割減という御説明でした。

制度の変更で豊明市民が豊明市に応援する、返礼品が今まではもらってたけどそれはなくなったということだけでこれだけの減というのはちょっとどうなのかなと思うんですが、もしわかれば、豊明市民からの寄附がどのぐらいこの全体で占めているか、あと、この1,400万減、5割減というその理由はどういうふうに分析されてますか。

○**総務委員長（杉浦光男議員）** 答弁願います。

川島とよあけ創生推進室長。

○**とよあけ創生推進室長（川島康孝君）** 9月の制度見直しに当たりましては、制度の見直し内容は、豊明市内の方が豊明市に寄附できなくなる、それから高額のお礼の品を廃止する、それからお礼の品の還元率を3割にするという3点を制度改正しました。そのうちの市内の、豊明市から豊明市への寄附者は、28年度の実績で約200万円程度になっておりますので、それほど大きな減額要因とは考えておりません。

一番大きな減額要因としましては、一般質問のほうでも御回答させていただきましたが、今年度、総務省のほうから制度改正の要請が出まして、制度の見直しを早急に行ったところ、それから、今、現時点で見直しをまだ行ってないところ、そういった自治体のばらつきがございまして、そういった過渡期の中で、一部の自治体に寄附金が集中したことによるものが一番大きいと考えております。

それから、もう一点は、ふるさと納税制度が、今までは参入する自治体が半分程度だったんですが、多くの自治体が参入してきたということで、競争相手が多くなった。それから、お礼の品もかなりふえてきておりますので、そういう形で、お礼の品の競争も激しくなったということで、複合的な要因で大きく減っております。

以上です。

○**総務委員長（杉浦光男議員）** ほかにございせんか。

一色委員。

○一色美智子委員 16、17ページの17款 繰入金の水上太陽光発電事業特別会計繰入金のことでちょっと聞きたいんですけども、売電収入の件でちょっと聞きたいんですけども、当初月40万、年間1,600万ぐらいじゃないかなって言ってたんですけど、かなりふえてるんじゃないかなと思いますけど、どんな感じでしょうか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） ここは繰入金で御説明をさせていただいたところでございますが、実際の特会の経営状況につきましては、ほかの常任委員会のほうで詳しく御説明をさせていただくことになると思います。売電収入のほうは、その3月の特会の補正予算の中で増額で補正をさせていただいておりますが、売電自体の3月補正予算の特会の中での上乗せしている増額分は12万6,000円ぐらいなんです。ということですので、実は、決算になったときに売電で上振れたものがまたさらに大きく出るということで見込みを実は持っております。そのあたりの御説明がきっとあると思います。

今回、一般会計のほうに759万9,000円もの数字を追加で繰り出させていただいて、こちらは繰り入れているんですけども、この部分につきましては、実際にはその売電収入からの一部分もここにありますのと、あと、一番最初に一般会計が初動を支援するために、1,000万円の繰り出しをして支援しておりますので、その一財については、もう向こうは、向こうはという言い方は変ですが、特会のほうは順調に今、稼働しておりますので、直ちに一般会計に戻すということですので、この部分はそういった最初にお渡ししている一般会計からの支援の部分が戻ってきているというような、そのような編成になっております。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） そのほかございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 今、ちょっと確認させてもらいますと、当初の説明は売電収入の一部が戻ってきたということの説明でしたので、あっ、売電収入がふえたのかなと、そういう理解をしたんですよ。だけど、今の説明は、当初の1,000万円の繰り出しを一般会計からしたと、その部分が基本的には大きく占めてると、それが戻ってきたと、こういう理解でよろしいですか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） お金に色がついてないので、ちょっとなかなかというところ

はあるんですけども、一般会計と特会との関係の中で合意しているといひましようか、共有している内容としては、まずは最初に一般会計から支援してもらったものは、売電収入が上振れておりますことでもありますので、向こうが自立できておりますので、まずは返していこうということで、このたびになっています。

ですので、売電収入自体がさらに特会の側の補正予算を上回って上振れている部分もありますので、そのあたりの見込みも含めて、特会のほうでは詳しく御説明が申し上げられるかなと思っております。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 済みません、同じページのもう一度ちょっと確認なんですけど、ふるさと応援定期は、これも当初の説明は豊明市民の方に対するお礼がなくなったという制度上の理由ということでお聞きしたんですけれど、先ほどの理由は、一部自治体への寄附金が集中したとか競争相手が多くなったという理由だというふうに補足説明があったんですけれど、ということは、ふるさと応援定期1,410万6,000円の減というのは、これは豊明のふるさと応援定期の魅力というか、競争力がなくなったと、そういう理解でよろしいですか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

川島とよあけ創生推進室長。

○とよあけ創生推進室長（川島康孝君） 決して競争力がないわけではなくて、例えば今回、柿をお礼の品に上げてたんですが、去年はすごい予想を上回る申し込みがあったんですけど、ことしのほうは大きく減っていると。その原因分析を考えたときには、他市でも同じような品を並べているというような形で、露出度が減ったと。品物の競争力がなくなったのではなくて、露出度が多少減ったところによるのではないかなと考えております。

○総務委員長（杉浦光男議員） 一般質問的な評価を求める部分がありましたので、答弁のほうも難しかったかもしれませんが。

（いやいや、その理由を聞かんとわからんでさの声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） よろしく願ひします。

そのほか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 別件、23ページ。

秘書人事人件費でマイナス5,600万で、一番大きいのが共済組合の負担金が4,000万減なんですけど、積算見込み金額という説明でしたんですけど、またこの4,000万というこの減の理由をもう一度、済みません。



○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

塚田秘書広報課長補佐。

○秘書広報課長補佐（塚田 力君） 共済の負担金のほうの4,000万円の減額なんですけれども、29年度の当初予算を組む段階では29年度の率が確定していませんでしたので見込みで立てておりました。このたび29年度の率が確定して、その率が下がっていたものですから、その分の職員給与費に掛けた分の負担金の額が残となることになりましたので、4,000万円減するものです。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） そのほか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 次のページ、25ページですけれども、庁舎維持管理費事業で、光熱水費が800万減なんですけれども、光熱水費というのは、基本的には年間の使用料というのがある程度実績で把握されていると思うんですけど、これもまた800万が大きく残ってるという認識なんですけど、この理由をもう少し詳しくお願いします。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁できますか。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） こちらにつきましては、11月までの支払済額がこの補正予算を出す段階で1,487万円でした。12月から3月の見込みなんですけども、昨年同様といたしますと、897万8,000円。29年度支払い見込みは2,384万8,000円でございますけども、これをもう少し膨らませて残した理由といたしましては、例年と比べまして冷え込みなどが強いという長期予報でしたので、デマンドオーバーが相当数その時点でも発生しております、約1割強程度増の分を確保したいということで、こういった結果で残しました。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） 宮本委員、何かありますか。

○宮本英彦委員 済みません、ちょっと今のだとよくわからないんですけど、1割強確保したいから大きく残ったという、そういう意味ですか。ちょっと今の理由が、もう少し補強いただけますか。

○総務委員長（杉浦光男議員） じゃ、もう一度説明をしていただけますか。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） 3,400万という当初予算の見込みを立てました。これは、庁舎の耐震工事や何かで随分デマンドが下がっていたりということと、あと、新電に変えて随分電気料金も下がったということを一定程度見込んではおりますけども、全て見込んでお

らんということで、3,486万という当初予算の見込みでした。

下がった理由につきましては、一番大きいのは、やはり新電に切りかえての電気料金の安くなったことによるということが一番大きかったのではないかというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） そのほか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 9ページ。

地方特例交付金1,336万円。住宅取得控除の欠損と聞いてましたが、ちょっともう少し詳しくお願いいたします。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 今、三浦委員の御発言があったとおりでございます。今、地方特例交付金の内訳といたしましては、国が減税を施策として打って、それによって地方に減収を強いているといいたいまいしょうか、結果として。そこに補填をする制度でございます。以前はさまざまな要因がこの中に含まれておりましたが、今は1つだけ残っているものが住宅取得控除の減収分ということになります。ですので、補正後額が5,336万3,000円ということにさせていただいておりますので、これが豊明市の減収した分というふうに理解をしております。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） そのほか、ございませんか。ありますか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 27ページの公用車の管理事業なんですけれど、これも公用車の整備が135万、運転業務委託103万という金額が残ってるんですけど、公用車というと、台数とかそういうのは途中でいきなりふえたりとかはしないとは思いますが、これ、また減になっておる理由というのは特に何かあるんですか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） 車検整備等委託料と運転業務の下がった理由ということによるのでしょうか。

（整備と業務委託が下がった理由の声あり）

○総務課長（佐藤浩一君） まず、車検整備のほうにつきましては、入札によるものとい

うことで、競争性が働いたということであると認識しております。

あと、運転業務委託料につきましては、運転手さんの残業代や何かがあるんですけども、そちらの見込みが随分当初よりも下がったというようなことでの減額でございます。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） そのほか、ありますか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 29ページの市民活動推進事業の、この最下段の市民提案型まちづくり事業の交付金、55万1,000円の減額になっておりますけども、これ、何件の応募があって、募集と応募の内訳をちょっと教えていただきたいんですが。せっかくつくったんだけど、これだけ減になったということ。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

樋口市民協働課長。

○市民協働課長（樋口 進君） コースが3つありまして、一般コースが上限15万円のものがあるんですけども、これが応募が3件ございまして、採択が2件という形になっております。それから、ビギナーコースというのがありまして、これは上限5万円ですけれども、応募が6件に対しまして採択が5件でございます。あと1つ、ヤングコース、これも上限5万円なんですけれども、応募件数が2件に対しまして、2件とも採択しております。

以上でございます。

○総務委員長（杉浦光男議員） そのほか、ございますか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 33ページの衆議院議員選挙執行事業についてお聞きします。

これ、国県支出金ということの返金もあるんですが、ここでずーっと細かい減を見いきますと、上から3行目の超過勤務手当429万2,000円の減、予想するに、何か不測の事態とか想定した、そういうのも加味されての予算だったのかなと思うんですが、例えば下から3行目の投票受付等業務委託料170万4,000円の減っていうのは、あらかじめ期日前投票の日数だとか時間だとかっていうのは想定できると思うんですが、これだけの減について、もう少し詳しくお願いいたします。

○総務委員長（杉浦光男議員） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） まず全般的なことを申し上げるんですけども、選挙の予算につきましては、不測の事態に備え、選挙が執行できなくなるということが一番困るものですから、一定の余力を持ってやっておるということは御理解いただきたいということでございます。

それで、まず超過勤務手当でございますけども、一番最初に組みました予算につきましては、派遣さん、いわゆる派遣スタッフのほうが、全国一斉の選挙でございますので集まるかどうかわからないということで、派遣スタッフがほぼない形でもできるような予算組みをしております。その中で、派遣さんが一定程度確保できたということと、あと、分析をいたしますと、一番大きいのが、開票が深夜に及んでもいいような予算組みをしているところでございますけども、割と早く終わって効率よく帰せた部分もありますので、その分が一番下がる理由で大きかったです。

あと、当日の投票事務につきましても、先ほど申し上げましたような派遣さんが大分確保できたということで、超過勤務手当のほうは減らして執行ができたということがございます。

あと、派遣さんのほうの減額理由、下から3行目の投票受付等業務委託の減額理由でございますけども、こちらにつきましても、思うように派遣さんが集まらなかったということは申し上げておるんですけども、特に当日投票の方が、ある程度は確保できたんですけども厳しかったということがありまして、派遣さんを使わなかった分が減額になってきたということでございます。

終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） そのほか。

（進行の声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方、挙手願います。

宮本委員。

○宮本英彦委員 一言だけ。基本的に賛成の立場で討論しますが、全体的に見ますと、やはり執行残、それから入札残が非常に多いと。多いことは非常にいいとは思いますが、一方で、やはり先ほどの光熱水道費の予算で800万減という理由をお聞きしましたら、これはやはり、むしろ3,400万の当初予算が見込みでも2,384万ということで、ここだけでも1,000万ぐらい当初予算と実績の乖離があると。そういうようなことから考えますと、全体的に見ますと、やはり予算立てのときの積算の見込みが非常に甘いんじゃないかなというような印象をしています。ですから、そういう執行残が、あるいはこれだけの補正の残が出るということ自体に若干私は疑義を感じますので、そのことだけ一言申し添えて、全体としては賛成ということで討論をします。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 それでは、賛成ということで討論させていただきます。

毎年でありますけど残が多いということで、もうちょっと予算組みをしっかりとしたいかなとは思っています。しかし、国も県も財政が厳しいときでありますので、当市もそれから外されないように、またしっかり頑張っていっていただきたいなと思っております。ということで、賛成でよろしく申し上げます。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかによろしいですね。

（進行の声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、議案第40号のうち、本委員会所管部分について、採決を行います。

議案第40号のうち、本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号のうち、本委員会所管部分については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第48号のうち、本委員会所管部分について、採決を行います。

議案第48号のうち、本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第48号のうち、本委員会所管部分については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については、私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出させていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会といたします。

午前11時40分閉会